



津山っ子 はぐくみQ&A

今月のポイント ーいじめに関する相談ー

Q いじめに関する報道を見て、心を痛めています。子どもがいじめに遭ったとき、津山市には相談できる場所がありますか？

A 学校でいじめに遭ったときやその心配があるときは、事情がわかり対応も早くできる学校に相談してください。ただ、いろいろな事情でできない場合もあるかと思われます。以下の機関では子どもでも保護者でも相談することができます。

相談機関	電話番号・相談時間（平日）
青少年育成センター（市役所東庁舎）※	31-8650（午前9時～午後5時）
教育相談センター鶴山塾（山下）※	22-2523（午前9時～午後5時）
学校教育課（市役所東庁舎）※	32-2115（午前8時30分～午後5時15分）
津山児童相談所（山北）※	23-5131（午前8時30分～午後5時15分）
津山教育事務所（田町）※	24-1424（午前9時～正午・午後1時～4時）
岡山県教育センター（岡山市）※	086-271-7078、086-272-1154（午前9時～午後5時）
岡山県青少年総合相談センター（ヤングテレフォン・いじめ110番）※（岡山市）	086-231-3741（年中無休・24時間受付） メール相談 youngmail@pref.okayama.jp
チャイルドラインつやま（18歳未満のみ）	32-5001（毎週木曜日午後3時～9時）
津山こころの電話	23-2115（午前8時30分～午後5時）

※「公共機関」は面接相談もあり。時間については問い合わせください

青少年育成センター
市役所東庁舎3階 ☎ 31-8650

家族のこと、友だちのこと、
青少年の悩みごと、ご相談ください

ロボットの
操縦



親子で
パソコンの
解体組み立て



遊び体験

マナビ通信

第19回 全国生涯学習フェスティバル
まなびピア岡山
2007

Vol.3 プレイイベント開催

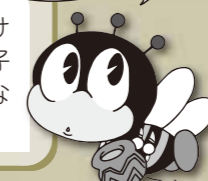


▲バルーンアートには人だかりができました



秋山仁さんの講演会では、参加していた保護者から「自分の教育観について深く考えさせられた」「子どもにとって学ぶべきことは何か、しっかり考える必要がある」「学校だけではなく、家庭や地域の力で子どもを育てていかなければ」などの声が聞かれました。

一生懸命にイベントを支えてくれたボランティアのみなさん、本当にありがとうございました。



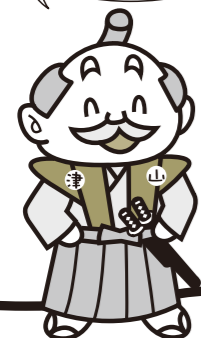
「第19回全国生涯学習フェスティバルまなびピア岡山2007」の津山市プレイベントを11月18日（土）にアルネ・津山を中心に開催しました。「あふれる笑顔、あつまれ元気、遊びと学びの体験広場」を合い言葉に約2千人が参加。いろいろな世代の人々が子どもたちとかかわりました。たくさんの方の市民のみなさんの力が結集した今回のプレイベント。会場では、講演会や体験・遊びを通して学習など、様々な催しが繰り広げられました。

平成19年11月2日から始まる全国生涯学習フェスティバルは、生涯学習の成果の発表や様々な参加・体験活動などを通して、生涯学習への意欲を高め、生涯学習活動がいつそう盛んになることを目的としています。来年度のフェスティバル本番まで市内各地で様々な取り組みを行います。市民みなさんの積極的な参加をお願いします。

問い合わせ先 環境生活課 ☎ 32-2055



人と猫との共存をめざし、正しい飼い方に努めるのじゃ！



環境奉行「えご呂爺」

※猫の捕獲は法律で禁止されています。虐待に当たる行為はやめてください

猫は環境を整えれば、屋内だけでも健康に過ごすことができます。飼育場所は原則として、屋内にしましょう。

「もらってください」と張り紙をし、箱に入れるなどして、猫を捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。

できるだけ屋内で飼いましょう

猫の遺棄は犯罪です！

野良猫が増えないように

野良猫の被害に遭う家庭が多くなっています。野良猫にえさを与える行為は、野良猫が増えることにつながります。「かわいそう」など、一時の感情でえさを与えないよう気をつけましょう。

また、飼い猫が迷子になった場合は、野良猫にならないようすぐに探してください。身を隠せるような場所を重点的に探すことが効果的です。

野良猫が増えないように

迷子にしないで 捨てないで
猫の適正な飼育を！！



悪質訪問業者に注意！！

古いバイクの引き取り屋を名乗る2人組の業者が家に来たので、引き取りをお願いします。廃車手続きに3,000円がかかりますが、2,500円にします。バイクは次の日に取りに来るので、前もって手続き代をくださいと言われました。お金を渡しましたが、その後バイクを取りに来ませんでした。

このように、初めて訪問して来た業者に、お金を払うことは危険です。不審な業者には十分注意し、お金が必要ときにはすぐに決めないで家族に相談しましょう。また、お金を払ったときは、領収証や名刺など相手の連絡先のわかる物をお願いしましょう。

★ 注意すること

巧みな話術や手口で迫る業者には「必要ない！」とはっきり断りましょう。特に高齢者の被害が多いので、家族や近所の方は注意してあげてください。



そのほかにも、訪問販売の業者が来て契約した場合に、高額などの理由で解約したいときには、8日以内であればクーリングオフで無条件解約ができる場合があります。市民相談室まで早めに相談してください。

困ったときの相談先 市民相談室 ☎ 32-2057